

私立幼稚園等預かり保育事業実施園 設置者 様  
私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

## 非常災害時（風水害）における 市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の対応について（通知）

日頃から、本市の幼児教育関連事業に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和元年の台風 19 号等の被害を受け、内閣府により風水害対策が検討され、令和 3 年 5 月 20 日に改正「災害対策基本法」が施行されました。

それに伴い、警戒レベルの「避難情報の名称」が変更されたため、令和 2 年 7 月の通知（「非常災害時（風水害）における市型預かり保育の対応について」（令和 2 年 7 月 6 日付 こ子第 599 号）及び「非常災害時（風水害）における 2 歳児受入れ推進事業の対応について」（令和 2 年 7 月 7 日付 こ子第 613 号））に関しても、「避難情報の名称」を変更いたしますので、御確認いただき、各園において御対応をお願いします。

なお、基本的な考え方において示しているとおり、園の所在地により一部基準や対応に違いがあります。そのため、保護者の皆様向けの資料も 2 種類作成しておりますので、各園の設置状況に合致した別添配布資料を用いて、保護者の皆様に周知をお願いいたします。

### <補足事項>

自園が土砂災害警戒区域や洪水・高潮・津波による浸水想定区域に含まれているかどうか確認した場合は、下記ウェブサイトでご確認ください。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>（横浜市わいわい防災マップ）

### 【添付資料】

- ・市型預かり保育等における非常災害時（風水害）の対応の基本的な考え方

### 【保護者向け配布資料】

- ・非常災害時（風水害）における市型預かり保育等の対応について（浸水想定区域内の園向け）
- ・非常災害時（風水害）における市型預かり保育等の対応について（浸水想定区域外の園向け）

### <担当>

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

幼児教育係 杉浦、萩谷、木幡

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話：045（671）2085

E-mail：kd-azukari@city.yokohama.jp